

# 川越市庁舎等の開庁時間を定める規則（案）等に対する意見募集の結果について

## 1 意見公募手続の概要

### (1) 募集期間

令和8年2月2日(月)～令和8年3月3日(火)の30日間

### (2) 募集対象

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内の事業所等に勤務する方
- ③ 市内の学校に在学する方
- ④ その他この案に関し利害関係を有する方

### (3) 閲覧方法

- ① 川越市役所行政改革推進課（本庁舎4階）、各市民センター、川越駅西口連絡所
- ② 市ホームページ

### (4) 意見提出方法

- ① 川越市役所行政改革推進課（本庁舎4階）へ提出  
（直接持参、郵送又はファックス）
- ② 市ホームページから提出

## 2 結果概要

- (1) 意見提出者 3名
- (2) 意見件数 5件

番号	意見の概要	市の考え方	案の修正 有無
1	本庁の利用者が多いことを踏まえ、対応時間を長く確保したほうが良い。	各種申請等の手続のオンライン化の推進や、証明書等のコンビニ交付の利用促進を図るなど、市民の方の利便性を高めつつ、引き続き、来庁された方に対しては丁寧な窓口対応に努め、市民サービスの質の向上を図ってまいります。	無
2	開庁時間の見直し実施後は、効果の検証をするとともに、市民の声を把握することが不可欠である。	開庁時間の見直し後は、窓口の状況や職員の時間外勤務の状況、開庁時間外の勤務時間において、職員がどのような業務を行ったかなどを把握し、市民の意見等を考慮しながら、効果検証を行ってまいります。	無
3	開庁時間の変更は近隣市等の動向や整合性にも十分配慮すべきと考える。	開庁時間の見直しにあたっては、県内他自治体の状況を把握するとともに、近隣市町や川越都市圏まちづくり協議会構成市町と情報共有しつつ、検討を重ねてまいりました。	無
4	市民等への周知にあたっては、一定期間丁寧な対応により、理解を深めることが求められる。	市民等に対しては、十分な期間を設けて、広報川越やホームページなどを通じ、開庁時間の見直しの具体的な内容について、丁寧な周知に努めてまいります。	無

5	開庁時間の変更を行った場合、災害時等の対応はどうか。	開庁時間の見直し後においても、災害等の場合には、市民の皆様の安全を第一に、柔軟に対応してまいります。	無
---	----------------------------	--	---